

参考資料

指定校以外の学校に就学できる基準

以下の表に示す事由に該当する場合には、事由ごとの内容、対象・期間に応じて、指定校以外の学校への就学希望を受け付けます。ただし、事由ごとに優先度を分け、優先度の高い事由に該当する希望者から、受入れの可能な範囲で就学していただきます。

優先度の考え方は、心身上の理由など教育上配慮すべき必要性の高い場合、希望校の通学区域に転居することが確実な場合は、当該指定校の児童・生徒と同等に就学できるものとし、それ以外の事由については、受入れ可能な範囲内で就学できるものとしします。

現行制度により就学した児童・生徒への配慮から、特定の事由については一定期間の経過措置を設けます。

該 当 事 由		内 容	対 象・期 間	優 先 度
教育的配慮が必要な場合				
心身的理由	病気治療、心身上の理由がある等、教育上の配慮が必要な場合(身体的理由、いじめ、登校拒否等の精神的理由等により、指定校への就学が困難と認められる場合)	適当と認められる学校へ就学	状況により設定	A
兄弟姉妹関係	指定校以外の学校に兄弟姉妹が在籍している場合	兄弟姉妹の在籍学校に就学	全学年卒業まで	B ※1
小中学校の継続	指定校以外の小学校に在籍しており、当該小学校の属する中学校への就学を希望する場合(中学校のみ)	在籍する小学校の属する通学区域の中学校へ就学	全学年卒業まで	C ※2
転居による場合				
転居予定	今後1年以内に転居することが確実であり、あらかじめ転居先の通学区域の学校に就学を希望する場合	新たな居住地の指定校へ就学	全学年1年前から	A
一時転居	住宅の建替え・増改築等により、一時的に学区外に転居するが、転居前の在籍校に引き続き在籍したい場合(就学後)	現在籍校に引き続き就学	全学年卒業まで	B
在学中の途中転居	市内で転居したが、転居前の在籍校に引き続き在籍したい場合(就学後)	《現在籍校に引き続き就学》※3 小)1～4年生は学年末まで。5・6年生は卒業まで延長可 中)1年生は学年末まで。2・3年生は卒業まで延長可		C
家庭環境による場合				
下校後の保護	ひとり親家庭、自営業等などの理由で、指定校以外の学校のほうが緊急時等の安全確保が容易となる場合(小学校のみ)	預り場所である祖父母等の居住地の指定校または店舗等の場所の指定校へ就学	全学年卒業まで	B
教育活動による場合、その他				
教育活動	部活動など、学校独自の教育活動により、指定校以外の学校への就学を希望する場合(中学校のみ)	希望する学校独自の教育活動(部活動など)のある学校へ就学	年度当初のとき	C
その他	上記の事由には該当しないが、教育委員会が必要と認める場合	事由により決定	事由により決定	ABC
優先度A 優先的に就学できます(学区内の児童・生徒と同等程度の扱いとします) B 受入れが可能な範囲で就学できます C Bを受け入れても、さらに余裕がある場合に就学できます				

経過措置

- ※1 現行制度に基づき就学した児童が卒業するまでの間(平成25～平成29年度)、生徒が卒業するまでの間(平成25・26年度)については、小中学校それぞれ当該事由の優先度はAとします
- ※2 現行制度に基づき就学した児童については、当該事由の優先度はBとします
- ※3 現行制度に基づき就学した児童・生徒については、学年にかかわらず卒業まで就学できるものとしします